

令和7年度 物価高対応子育て応援手当について

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため 0歳から高校3年生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）のこどもたちに1人当たり2万円を支給するものです。

支給対象者： ① 令和7年9月30日時点で、児童手当を受給している人
② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の
児童手当を受給する人
※ ①に該当する人の内、公務員は申請書の提出が必要です。
②に該当する人も申請書の提出が必要です。
申請書の詳細が決定次第、町HPに掲載します。

支給日： 令和8年2月下旬より支給を開始します。
日にちが決まり次第、町HPに掲載します。

支給方法： 児童手当の受給口座に振込みします。
口座の氏名を変更した人、口座を解約し現在その口座が無い人は振込み
ができません。2月3日（火）までに口座届書を提出してください。

問い合わせ先： 川崎町役場 福祉課子ども係
TEL 0947-72-3000

内線 131 139